

## 聖路加国際病院院長候補者選考基準

2020年7月28日

聖路加国際病院  
院長推薦委員会委員長

### 1. 院長の資格（聖路加国際病院院長任用規程第2条）

院長は、人格高潔にして学識に富み、病院運営の方針を実現する医療面の責任者であるとともに、理事会の重要な一員として、法人の経営に参画するに相応しい者でなければならない。

### 2. 院長候補者要件（聖路加国際病院院長任用規程第8条より）

- (1) 聖路加国際病院（以下「病院」という）の理念を踏まえたキリスト教信徒であること。ただし、当該候補者がキリスト教信徒でない場合は、キリスト教精神を尊重する者であること。
- (2) 日本国内の医師免許を有し、保険医の登録を受けている者であること。
- (3) 医療の安全の確保のため、医療安全管理業務に関し、以下のいずれかの経験を有し、患者安全を第一に考える姿勢及び能力を有している者であること。
  - ア) 医療安全管理責任者としての業務
  - イ) 医薬品安全管理責任者としての業務
  - ウ) 医療機器安全管理責任者としての業務
  - エ) 医療安全管理委員会の構成員としての業務
  - オ) 医療安全管理部門における業務
  - カ) その他医療安全管理に関する業務
- (4) 病院の適正な管理運営に必要な資質及び能力、ならびに病院内外での以下のいずれかの組織管理経験を有している者であること。
  - ア) 院長の経験
  - イ) 副院長の経験
  - ウ) 複数診療科の管理の経験
  - エ) その他上記に準ずる組織管理の経験
- (5) 高度医療の提供、高度医療技術の開発及び評価、高度医療に関する研修等、病院が行う医療およびその発展にリーダーシップを発揮できる者であること。
- (6) 医療提供と安定的な経営とのバランスを考えた、健全で全体最適な病院経営を担える者であること。